

飯塚市グローバル人材育成研修事業委託プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

飯塚市グローバル人材育成研修事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、飯塚市内に住所を有する中学生～高校2年生(高等専門学校生を含む)が海外でのホームステイや異文化交流を通じて、外国の生活、習慣、文化、考え方の違い等を実際に体験することにより、国際感覚を醸成するとともに国際的な視野を持って活躍できる人材を育成することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年5月31日まで

(4) 履行場所

飯塚市 外 地内

(5) 研修人数

24名(市内に住所を有する中学生～高校2年生(高等専門学校生を含む)20名、飯塚市職員及び飯塚市立小中学校教職員4名)

(6) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

2. 見積限度額

14,000,000円(消費税及び地方消費税を除く)

※市が支払う委託料及び参加者負担金を合計した金額とする。

3. 委託料の基本的な考え方

委託料は業務に係る総経費から、飯塚市グローバル人材育成研修事業実施要綱(飯塚市告示第244号)で定める参加者が負担すべき額(30%)を控除した額とする。なお、引率者に係る経費及びDVD作成費用は全額委託料に含むものとする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者(提案者になろうとする者)の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されているものにあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる

指名停止措置要件に該当していないこと。

- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 福岡県内に本社又は事業所を置く法人であり、旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する第 1 種旅行業務の登録がされていること。
- (9) 過去10年間(平成26年度～令和5年度)において、中学1年生から高校2年生(高等専門学校生を含む)が対象に含まれる海外研修事業(ホームステイを伴うもの)の業務実績を有していること。

5. 事業者の公募

- (1) 市公式ホームページに掲載して行う。
- (2) 公募の期間は、令和6年7月23日(火)から令和6年8月21日(水)までとする。

6. 実施スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和6年7月23日(火)
質問票提出期限	令和6年8月5日(月)17時15分
質問票回答期限	令和6年8月9日(金)
参加表明書等の提出期限	令和6年8月21日(水)17時15分
企画提案書等提出期限	令和6年8月21日(水)17時15分
第1次審査(書類審査) (参加希望者4者以上の時のみ)	令和6年8月22日(木)予定
第1次審査(書類審査)結果通知 (参加希望者4者以上の場合)	令和6年8月23日(金)予定
プレゼンテーション審査	令和6年9月2日(月)予定
審査結果通知及び公表	令和6年9月9日(月)予定
契約締結	令和6年9月中旬予定

※日程については、変更する場合がある。

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 受付期限：令和6年8月5日(月)17時15分までとする。
- ② 提出方法：質問票(様式8)により、電子メールで「16. 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話で連絡すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

令和6年8月9日(金)までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページにて掲載する。

8. 参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者(以下「参加希望者」という。)は、次の要領で「参加表明書(様式1)」及び必要書類を提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出期限

令和6年8月21日(水)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(3) 辞退方法

「様式9 辞退届」の提出により辞退を認める。

(4) 提出場所

「16.問い合わせ先」に記載する担当窓口に提出すること。

(5) 提出書類(各1部)

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 委任状(様式2)
※支店・営業所等が参加する場合
- ③ 役員名簿(様式3)
- ④ 会社概要票(様式4)
- ⑤ 業務実績調書(様式5)
- ⑥ 見積内訳書(様式6)
※費用は消費税を除くものとする。なお、見積書の合計金額は企画提案書(様式7)の見積金額と整合させること。
- ⑦ キャンセル料計算書(任意様式)
※キャンセル料率の区分毎にその期日と率の明示を行うこと。
- ⑧ 会社概要(会社パンフレットなど任意様式)
- ⑨ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※所轄法務局が提出日から3ヶ月以内に発行された現行と相違のないもの。写し可。
- ⑩ 財務諸表(直近の決算のもの)

⑪ 国税、県税及び市税の納税証明書

※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できるもの。写し可。

⑫ 印鑑証明書

※提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの。原本を添付。

(6) 飯塚市有資格者名簿登載者

名簿登載者については、③⑨⑩⑪⑫の提出は不要。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和6年8月21日(水)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(3) 提出書類

① 企画提案書(様式7) ※表紙として使用すること。

② 提案書(任意様式)

(4) 提出部数

正本1部、副本8部

(5) 提案書の作成要領

① 提案書は、以下の項目を盛り込み、本実施要領「11.審査基準及び配点」(P.6)の審査項目ごとに具体的な提案を行うこと。(記載順、項目名変更不可)

ア 受託業務に対する基本的な考え方

市内に住所を有する中学生～高校2年生(高等専門学校生を含む)を対象に海外研修を実施するにあたり、受託業務に対する基本的な考え方や方針について具体的に記載すること。
(海外研修の意義・目的について)

イ 事前研修

受注者において実施する事前研修の内容や狙い、現地研修への効果について具体的に記載すること。

ウ 現地研修

現地研修の全体旅程表を記載し、その他に実施方法や創意工夫点、特色等を具体的に記載すること。また、全体行動で行う一日研修プログラムの日程、見学地及び研修内容を具体的に記載すること。

エ 受託体制及び危機管理体制

- i.) 本事業を受託した場合に、業務を担当するメンバーについて、氏名、役職、経験年数、主な実績等を記載すること。現地旅行会社(協力会社)の体制及びコーディネーターの体制について、具体的に記載すること。
- ii.) 研修中の感染症の罹患、急病、事故や災害など緊急時の連絡体制や対応について、ケース別に具体的に記載すること。

- iii.)キャンセル発生の条件を明確に記載し、時期等を含め具体的に記載すること。
- ② 提案書は、表紙(様式7)・目次・本編で構成し、本編は、A4版、横書き、両面印刷、長辺綴じ25ページ以内、文字は11ポイント以上を使用し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても良い。
 - ③ 様式については、市公式ホームページよりダウンロードするか、「16. 問い合わせ先」までメールで請求すること。
 - ④ 提案書の表紙は企画提案書(様式7)とし、正本にのみ事業者名、代表者名を記載・押印し、副本には、事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

10. 審査方法

審査は、飯塚市グローバル人材育成研修事業委託業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)5名において行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

- ① 第1次審査は提出された提案書等に基づき、[11.審査基準及び配点]の「4 受託体制及び危機管理体制」の項目により審査を行う。参加希望者が4者以上となった場合は、第1次審査の結果をもとに上位3者を選定する。
- ② 第1次審査の結果は、書類審査通過者にのみ令和6年8月23日(金)17時15分までに電話にて連絡する。後日、参加希望者全員に書面により結果を通知する。
- ③ 第1次審査の内容に対する問合せについては回答を行わない。また、参加希望者は第1次審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申し立てすることはできない。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

- ① 第2次審査は、令和6年9月2日(月)に実施する。開始時間は実施場所等と合わせて令和6年8月30日(金)17時15分までに電話及び電子メールで通知する。
- ② 原則、第2次審査の順番は提案書等の提出順とし、参加人数は2名以内とする。
- ③ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際には参加希望者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターについては市が準備する。
- ④ 審査時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内を予定とする。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングではスクリーンに表示させる資料及び説明並びに持ち物等について事業者名は伏せること。
- ⑥ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑦ プレゼンテーションは非公開とする。
- ⑧ 第2次審査では、[11.審査基準及び配点]の「1 受託業務に対する基本的な考え方」、「2 事前研修」、「3 現地研修」、「5 経費」について、審査委員会において審査を行い、第1次審査との合計点が最も高い参加希望者を受託候補者とする。なお、最高得点の者が複数いる場合は[11.審査基準及び配点]の「4 受託体制及び危機管理体制」の得点が高い者を受託候補者とする。さらに、同じ点数の者が2者以上あるときは、くじにて順位を決定する。

- ⑨ 審査の結果、最高得点の提案者の総得点が6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

11. 審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる審査基準及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	配点
1 受託業務に対する基本的な考え方	10
① 市内に住所を有する中学生～高校2年生（高等専門学校生を含む）を対象に海外研修を実施するにあたり、受託業務に対する基本的な考え方、方針が明確であるか。 ② 事業目的を反映した提案となっているか。	
2 事前研修	15
① 事前研修の研修内容が具体的であるか。	
② 研修内容の狙いが明確で、現地研修に繋がる事前研修となっているか。 ③ 独自の工夫により充実した事前研修の内容となっているか。	
3 現地研修	40
① 乗り継ぎや発着時間等がスムーズで、時間に余裕を持った行程であるか。	
② 研修生・引率者に負担のない交通手段が確保されているか。	
③ 引率者の宿泊先は安全で引率業務に対し利便性があるか。（立地、周辺環境、部屋、設備など）	
④ 仕様書に沿った提案内容であり研修内容は具体的であるか。	
⑤ 一日研修は異文化理解やコミュニケーション力向上に役立つ内容であるか。	
⑥ 一日研修の内容に偏りがなく、多様な経験ができるものとなっているか。	
⑦ 一日研修の内容の狙いが明確で、事業の目的を達成できるものとなっているか。 ⑧ 自社の強みを生かした独創性のある一日研修の提案内容であり有益性があるか。	
4 受託体制及び危機管理体制	25
① 本研修の受託にあたり、過去の類似海外研修の実績は十分であるか。	
② 受託業務担当者、添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社（協力会社）において、安全をサポートできる体制は十分であるか。	
③ 緊急時の指示系統・連絡体制や市への連絡体制が十分であるか。	
④ 緊急時のケース別の対応策が十分であるか（感染症の罹患、急病、事故、災害など）。 ⑤ キャンセル料発生条件が明確で、キャンセル料の区分が十分であるか。	
5 経費	10
① 概算設計金額内での適切な見積金が提示されているか。 ② 独自の工夫等により効果的な経費配分となっているか。	
合 計	100

12. 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は令和6年9月9日(月)にプレゼンテーション審査参加者全員に書面で通知する。
- (2) 審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページに公表する。
 - ①受託候補者の名称、所在地、総得点
 - ②受託候補者以外の総得点(社名等は非公開とする。)
- (3) 審査の経緯、内容に関する問合せには一切回答しない。

13. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合。
- (3) 本実施要領で指定されている事項に反した場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合。
- (7) 本実施要領2に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合。
- (8) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。
- (9) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合

14. 契約

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき、受託候補者と締結する。

- (1) 契約締結前に、市と受託候補者の間で提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ市の承諾を得ること。
- (3) 受託候補者は、飯塚市契約規則に基づき、契約締結時に契約保証金を納めること。契約保証金の金額は100分の10に相当する金額以上とする。
- (4) 受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。
- (5) 受託候補者が辞退をしたとき又は、特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、プレゼンテーション審査で順位付けした参加希望者の順に契約交渉を行うものとする。

15. その他

- (1) 見積限度額については、市が支払う委託料及び参加者負担金を合計した金額とする。

- (2) 提出された全ての書類は返却しない。また提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 提案書の著作権は当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、市と契約に至った者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には市はその一部または全部を無償で使用することができる。
- (5) 参加希望者は本プロポーザル実施後、不知又は内容不明を理由として異議申し立てすることはできない。
- (6) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (7) 提出された提案書等は、飯塚市情報公開条例第8条第1項第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (8) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (9) 審査委員会の会議は非公開とする。
- (10) 契約締結後であっても、国内外の情勢により事業を中止する場合がある。

16. 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 経済部 国際政策課(担当:武本)
電話 0948-96-8507
FAX 0948-29-5440
メールアドレス kokusai@city.iizuka.lg.jp